

[講演記録] 電子図書館時代における大学教育と図書館の教育支援

著者	高山 正也
雑誌名	関西大学図書館フォーラム = Kansai University Library forum
巻	4
ページ	7-12
発行年	1999-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00022137

電子図書館時代における大学教育と図書館の教育支援

高山正也

1. はじめに

21世紀を目前に控え、社会の各方面での構造改革の必要性が言われる中であって、大学の世界においても、真に国際的な水準の大学を作るために、各大学においては、研究・教育、及びそれらを支える全ての分野の改革が試みられつつあるが、図書館もその例外ではない。しかし、大学において図書館の改革は、従来からも着実に進められてきた。日本においても他の先進各国と同様、1970年代以降、特に情報技術の成果を取り込むことで図書館の改革は大きく進められた。



情報技術の成果を採用することに依る図書館の構造改革の発展段階を、Michael K. Buckland は、紙メディア図書館、機械化図書館、電子図書館の三段階にまとめている¹⁾。紙メディア図書館とは紙の出版物による蔵書を対象に、図書館職員が伝統的な情報の管理手法により図書館サービスを提供する20世紀半ばまでの図書館のことである。1960年代の末頃から、このような紙媒体図書館の業務処理にも、コンピュータ技術に代表される情報技術がその業務処理の効率化のために導入されるようになった。しかし、この段階での効率化とは単館レベルでの経理処理や貸し出し管理に代表される日常業務について、機械化による時間効率の増大や省力化によるコストの削減を意味するに過ぎなかった。その情報技術の影響は一館の中で完結していた。しかし、1990年代において、電子出版やネットワーク技術の普及によって実現することになった電子図書館は図書館のあり方の根幹にかかわる大きな変革を伴うものである。その影響は図書館の世界を越えて、広く社会的な影

響を持つと言っても過言ではない。その意味で機械化図書館から電子図書館への移行はまさに技術革新(innovation)が生じたと言えるものである。

この電子図書館の出現は大学教育にも多くの面で影響を及ぼすと考えられる。その中でも特に現在の大学教育の中で大学図書館職員の学生への影響が大きくなりつつある。そこで電子化された大学図書館とその職員の可能性を大きく発展させ得ると見られる図書館・情報リテラシー教育分野での今後の可能性と試行例を以下に考察する。

2. 電子図書館と大学教育

昨今の大学教育の改革は多方面にわたるが、それは大学による組織や学則・カリキュラム等の制度的な改革、大学教員による研究活動や教育指導のあり方などの研究教育の改革、そして学生の学習態度や学習意欲の改革などに分けることができる。この状況と平行して進展する情報技術の革新によってもたらされる大学図書館の改革は、大学の制度的な改革に裏付けられて、教員や学生の関わる大学改革に直結することになる。このことは電子図書館化の推進はとりもなおさず、大学改革の有力な手段となることを意味する。

2. 1 電子図書館の定義

電子図書館とは何か。Birdsall は電子図書館を場所としてではなくプロセスとして捉える説もあれば、電子図書館を施設としてでなく概念として捉える説もあると指摘している²⁾。日本においても、様々な電子図書館論があり、電子図書館のモデルとしても、国立国会図書館、学術情報センター、奈良先端科学技術大学院大学などで、実用に供されたり、実証実験に付されているものもある。これらの根底に流れる電子図書館へのアプローチは次の三つの方途に集約できると思われる。すなわち、

- (1) 電子出版物への対応
- (2) 情報・通信技術進歩への対応と積極的な利用

(3) 未来型図書館モデルの開発

従って、本稿では電子図書館を概念として捉え、電子図書館論とはこれら三つの全て又はいくつかの条件を満たす図書館を電子図書館と呼ぶこととする。

2. 2 大学における電子図書館実現の必要性

日本の大学においては、従来から大学図書館は大学の心臓とも言うべき重要な構成要素として認識され、大学設置基準等によりその充実が図られてきた。設置基準の大綱化がなされた現在、電子図書館化に依る更なる大学図書館の改革が必要なのかという疑問が提起されるかもしれない。だが、単に日本の大学が可及的速やかに大学改革を行い、その研究教育水準の国際化を達成し、併せて、目前に迫った18歳人口の減少による大学経営の危機への対策としてだけで、大学図書館の電子図書館化が要請されているわけではない。それらに加え、社会の全ての局面で進行する情報化への対応は大学の学生・教職員を問わず、全ての大学関係者にとって不可避であることが電子図書館論の根底にある。

現在、学術研究活動や教育学習における情報伝達の形態や方法の変化が大学における研究や教育において、電子図書館の存在を必要不可欠のものとしている。すなわち、電子メールやインターネット利用の普及、レファレンス・ツールのデータベース化、学術雑誌の電子出版化、紙媒体雑誌の価格の高騰等は図書館の情報資源の形態のみならず、その収集の方法やルート、さらにはアクセスの方法も変化させた。また図書館の電子環境下における変質と電子図書館化による一種のイノベーションが、学部教育の内容と方法の抜本的な変質と、学部卒業者に対する生涯学習能力としての情報資源へのアクセス能力の養成とを必要とするに至った。その影響は単に図書館や大学内にとどまらず、社会的にも大きく広がり、まさに電子図書館とは機械化図書館とは異なり、一種のイノベーションとも呼びうる社会現象となっている。大学図書館の電子図書館化は学術研究情報の流通の変化に対応するだけならば、図書館の自主的な対応により実現可能である。しかし、研究・教育・学習の全ての情報の提供と利用への対応は、大学図書館が単独で対応できるものではないし、学部の従来の教育の枠内で処理できるものでもない。それは大学での研究や教育の改革や、学生の学習態度や意欲などの全ての改革に連動し、その影響があまりに大きいからである。またそれは図書館と学部との境界領域上の問題として、新たな制度や仕組みの創設

や伝統の変更など、図書館と学部による、ある種の協同しての対応が求められる。この問題については、その実験的な先駆例を「4.」で具体的に示したい。

2. 3 電子図書館システム実現の条件

未来論、情報技術論、もしくは机上論ではなく、更には実験室レベルでのシステム開発実験でもなく、現実の図書館サービスとしての電子図書館システムが実現し、定着することが必要である。このためには、理論的に、また技術的に電子図書館システムが完成されただけでは不十分である。このことは日本では特に図書館関係者の認識が必ずしも十分に深まっているとは言えない。すなわち理論と技術面で電子図書館システムが考案され、実験室レベルでそれが実現されれば電子図書館が完成したと考える向きもあるからである。しかし、電子図書館を図書館の世界で論ずる限り、図書館の持つ実証性の故に、我々の日常業務の中で実在し、実用化されなければならない。このためには次の三つの条件の実現が、電子図書館が実用化されるための必要な前提条件となるはずである。

- (1) 情報記録とその出版物の電子化、電子出版化
- (2) 社会の情報インフラの整備
- (3) デジタル・コミュニティーの開発

この中で、(1)の電子図書館に収集・蓄積され、提供される情報が電子化されており、それをいかなる場所からも、自由に利用できるような(2)に示された情報通信環境にあることが電子図書館実現の前提条件であることは容易に理解できるが、(3)のデジタル・コミュニティーが必要との条件については若干の説明が必要である。

デジタル・コミュニティーの開発とは、電子図書館サービスが成り立つ社会を作り出すことである。電子図書館サービスが成り立つ社会とは電子図書館を取り巻く「情報の川上と川下」、「図書館の内部と外部」の各関係者、すなわち、著者、利用者、図書館職員の全てが電子化、デジタル化に対応できてはじめて成立する。すなわち電子図書館が稼働するためには、図書館の職員がそのシステムに習熟しているだけでなく、図書館の利用者も、また図書館の蔵書や情報資源として活用される出版物の出版や流通に関わる人々や、さらには著者までもが、その電子図書館としてのシステムに対応できていなければならない。大学図書館はこのようなコミュニティーの開発に向けての対応を現在求められていると言える。これはすなわち、大学図書館がその職員のみならず、

利用者、特に学生の情報リテラシーの開発に取り組むことを求められていることに他ならない。

3. 大学における情報リテラシー教育

大学改革が進行する中で、図書館だけでなく、キャンパス LAN に代表されるように、大学の全ての業務に電子化・デジタル化の波が押し寄せている。このような状況に加え、生涯学習社会の進行と大学進学率の向上、大学教育の国際水準への同化と専門教育の大学院への移行の傾向等は、日本の大学での学部教育の在り方を再検討させる動機となった。この動きの一つに、Bibliographic Instruction とか、情報サービスの利用案内などと呼ばれた、情報リテラシー教育の一環としての「図書館利用指導教育」がある。

情報リテラシーとは本来かなり広範な概念であり、その内容はコンピュータ・リテラシーとアカデミック・リテラシーに区分することができる。現在ではコンピュータ・リテラシーを養成する教育は、大学入学以前の初等・中等教育の段階から、本格的に行われており、大学入学後も「情報技術教育」を学則上も正規のカリキュラムに組み込む大学・学部は多い。この結果、年代別、世代別に見ると、年々若年層になるほどコンピュータ・リテラシーは向上している。一方のアカデミック・リテラシーとは大学における勉学の基礎的な方法を習得するための教育である。具体的には、学習のための文献や情報の探索とその入手法や読書法、検索・入手された情報や知識の分析・評価・検討の方法、研究成果や知見のまとめ方・発表の仕方等である。アカデミック・リテラシーはコンピュータ・リテラシーとは異なり、昨今の学生についてみると年々そのレベルが低下することはあっても、向上しているとはいえない。そこで著者はこれらの情報リテラシー教育の必要性を、日本の大学改革のモデルとなった慶應義塾大学の総合政策学部と環境情報学部の開設時に、それぞれ、「情報処理機器操作法」、「文献検索法」、「研究調査法」、「論文執筆法」という科目として提案し、前二者が「情報処理言語」、「資料検索法」と言う科目名で実現を見た³⁾。「情報処理言語」は情報処理技術の担当者が、「資料検索法」は図書館・情報学の担当者と図書館のレファレンスサービス担当者が共同で担当することとなった。後二者の「研究調査法」と「論文執筆法」はその必要性は認められたものの、その内容を卒業論文の指導に取り込み、各「研究会

(ゼミ)」における担当教員による指導ということとなった。

以上のような体制での情報リテラシー教育の実行は、全ての大学で実行可能と考えられる。その実行に際し、文献検索の基礎を教授するためには、特に図書館・情報学の専攻教員を持たない大学にあっては図書館の職員の関与は不可欠である。この事は、日本図書館協会図書館利用教育委員会から出されている図書館利用教育ガイドライン⁴⁾を見ても明らかである。しかし、従来のレファレンスサービスの範疇を越えて、学則上に定められた正規の科目を図書館職員が担当するためには「4.2」に示すように未だ若干の克服すべき課題もある。

4. 慶應義塾大学における情報リテラシー教育

4.1 情報リテラシー教育の実施状況

現在、慶應義塾大学は8学部を有するが、その学部1・2年生の教育は日吉キャンパス（6学部、但し文学部は1年生のみ）と湘南藤沢キャンパス（総合政策と環境情報の2学部）で行われる。日吉キャンパスにおける情報リテラシー教育の概要は別稿にも示されている⁵⁾。図書館での図書館案内やライブラリー・オリエンテーションを除けば、慶應義塾大学での情報リテラシー教育は、文学部、法学部で1970年代から図書館・情報学専攻教員のボランティア的な協力による授業からスタートした。もとより、そのような授業科目の必要性を認める素地が当時から存在したことの証明でもある。両学部（但し、文学部は1979年度までで担当の図書館・情報学専攻教員が定年退職のため、科目の性格が変わっている）での先行例が湘南藤沢キャンパスの2学部での「資料検索法」実施の素地となっていた可能性も否定できない。一方、日吉キャンパスに1・2年生を学ばせる6学部に対して、日吉キャンパスの図書館（正式名称はメディア・センター）は1996年度より情報リテラシー教育の導入を、サービス対象としている各学部働きかけた。その結果、法学部政治学科、商学部、理工学部で、それぞれ半年2単位科目である「社会学」「情報処理Ⅰ」「理工学概論」として正規のカリキュラムの中で情報リテラシーを教授することとなった。但し、3学部ともそれぞれの科目の中で、図書館の専門家による資料や文献の探索法についての指導はわずか1回90分だけの指導である³⁾。これに対して、湘南藤沢での「資料検索法」、法学部法律学科の「法学情報処理」はそれぞれ3学部と

同じ半年・2単位科目であるが、前者は15回の全てを、後者は15回中の7回をアカデミック・リテラシーとしての文献探索法の講義と演習が図書館・情報学系の教員によって行われる。いずれの場合も検索実習として最少でも2回は、図書館の専門職員による指導も行われる。またこれらの科目は法学部政治学科と理工学部では入学直後の1年生春学期の必修授業となっているが、他の学部では選択科目である。

4.2 情報リテラシー教育の差異の原因

湘南藤沢及び法学部法律学科と他の学部との授業の大きな差異は、検索法に関するリテラシー教育に充てられる時間数の違いに加え、教材、教員の問題がある。

教材の重要性は言うまでもないが、特に情報リテラシーや資料検索においては、単に知識の習得だけでなく、技能を体得するために、繰り返し、自学自習できることが求められる。これには適切な教材が不可欠である。

また、教員の問題とは科目の担当者が図書館・情報学系の教員か否かの問題である。「資料検索法」は図書館・情報学系の文学部専任教員とメディア・センター（図書館）のレファレンス担当職員との共担、「法学情報処理」は法学部法律学科と文学部図書館・情報学系のそれぞれ専任教員の共担となっている。これに対し他の3学部は図書館・情報学系教員も実際に指導するメディア・センター（図書館）職員も科目担当者としては登録されていない。

情報リテラシーの教育において、文献検索に関する授業時間数が少ないよりも多い方が、指導が講義だけでなく実地の演習・実習の多いことが望ましいことは言うまでもない。この点で、科目の担当者が図書館・情報学系であるか否かが影響する。「資料検索法」の如く、図書館職員としてのレファレンス担当職員等が、科目担当者として、もしくは科目共担者として、科目担当者に名を連ねることが望ましいが、これには次の二つの条件を満たす必要がある。

- (1) 授業を担当する図書館の実務者の側に学則上の授業科目の担当者となるに足るだけの学歴・業績等の条件を満たしている人材がいる。
- (2) 学部側に実務界の専門家を積極的に授業科目担当者に登用しようとする雰囲気がある。

大学の改革が進む中で、(2)の条件を満たす大学や学部は着実に増大している。そうであれば、(1)の条件を満たす、大学の授業担当者レベルの職員を大学

図書館はその職員の中に持つことが必要となりつつある。この条件は単に情報リテラシー教育の充実の面からだけでなく、今後の高度な専門性をもった職業人としての大学図書館員という見地からも、各大学で可及的速やかに実現を求められることでもあろう。

4.3 情報リテラシー教育としての「資料検索法」の内容と教材

比較的情報インフラの完備した図書館を利用することが出来る大学新入生を対象に、大学図書館の仕組みと文献の探索、情報源としての資料の種類、検索された論文やレポートの形式の基礎までを中心に13回の授業時間に配当する。その概要は次のとおり。

- (1) オリエンテーション
- (2) 情報管理システムとしての図書館
- (3) 図書館という検索システム
- (4) 資料の種類と文献の世界
- (5) 学術出版物と官公庁出版物
- (6) 参考図書とは何か：読む本と調べる本
- (7) 目録と書誌
- (8) 索引と抄録
- (9) 電子的メディアとデータベース
- (10) 検索実習
- (11) 書誌記述の標準化
- (12) 学術雑誌と論文の形式の標準化
- (13) 試験

このうち、(1)、(3)、(10)はこの科目の授業共担者となっているメディアセンターのレファレンス担当職員が担当し、その他は図書館・情報学系教員が担当する。また、内容面では(12)の学術論文の形式と執筆法の概要が、各研究会（ゼミ）に委ねられている「論文執筆法」の授業を補完する形で1回90分だけ行われている。

この授業で使われる教材としては大きく分けて、次の3種の教材が考えられる。

- (1) 教科書（出版形式については、紙、電子系の如何を問わない）
- (2) 視聴覚系教材
- (3) 演習用のソフト教材

情報リテラシー科目の大学教育での普及はまだ緒についたばかりであり、既製の教材として著者の意に叶ったものはほとんどない。従って、授業計画の立案と教材の開発・作成を同時並行で進める必要があった。資料検索法と法学情報処理について言えば、(3)については未開発であり、(2)については不十分で

はあるが、日本図書館協会監修の「新・図書館の達人シリーズ」を利用している。(1)の教科書については他大学での類似の情報リテラシー科目担当者と共同して開発中であり、その印刷用清書原稿を未定稿のまま複製して、教材に利用している⁶⁾。日吉における3学部では、図書館職員の担当箇所についてのプリントと、既製のビデオソフトが利用されているに過ぎない。なお、参考までに、「資料検索法」の授業で利用している未定稿の原稿の構成内容は次のようになっている。

- ① 図書館の利用法
- ② 図書館資料の種類
- ③ 文献の探索法
- ④ 事実情報の探索法
- ⑤ コンピュータによる検索

「法学情報処理」における情報リテラシー教育の7回の授業内容もこの「資料検索法」の内容を圧縮して、合計7回の授業回数に配分したもので、教材も同一のものを利用しているが、授業の共担・協力の図書館職員はそれぞれの地区の図書館職員があたり、同一人物ではない。授業内容の評価について、「資料検索法」の受講者へのアンケート結果によれば、この授業に拒否反応を示す受講者は10%未満である。「法学情報処理」についても、受講者が年々増加するところから、これらリテラシー教育は概ね学部生の歓迎するところであることが判明する。

5. 情報リテラシー教育担当者としての図書館職員

図書館職の専門職性については古くから国内外で論議されているものの、専門職志向の強い一部の国を除いては、未だに決着は見られず、現在も論争中の課題である。我が国もその例外ではない。仮に専門職であったとしても、学部には所属しない図書館の専門職が、学部教授会の承認無く、学部授業を担当することはできない。しかし、情報リテラシーの教育を図書館の問題を無視して行えば、コンピュータ・リテラシーを習得させるだけで、それは真の情報リテラシーを教えたことにはならない。それでは現在日本人の学卒者の多くの共通の弱点であり、国際的に学卒者が常識的な教養として身につけている情報アクセス能力の無さを是正することはできないことになる。そこで、図書館・情報学を専攻する教授陣を持たない大学や学部にあっては、情報リテラシー教育として図書館をベースにその図書館からアクセス可能な情報資源とそれらの検索技法に習熟し

た図書館職員が授業へ参画することや更には授業科目を担当することが不可欠になる。

このように、教授会の承認を経て、情報リテラシー教育を担当するために求められる条件は、「4.2」の(1)に示されている。すなわち、今日の我が国の大学で、授業科目担当者に求められる形式的な要件としての学歴と研究業績である。学歴としては最低限、修士学位と、査読制度を確立した学術雑誌への掲載論文が数点あるという業績が求められる。しかし、これらはいくまでも授業担当者に求められる形式的な要件であって、この要件だけをクリアすればよいと言うものではない。教育担当者として、リテラシー教育といえども、否、リテラシー教育であるからこそ、学生に深い感化を与えて、初めて真の教育となる。このためには授業担当者の内面的充実、すなわち優れた人物・識見が要求される。今日の大学改革上の大きな問題の一つが教授陣に学位や業績という形式的評価の条件は満たしても、人物・識見に優れた教育者の比率が減少していることが挙げられる。この問題に関連して、米国専門図書館協議会では図書館の利用者から信頼と尊敬を獲得できる図書館専門職の資質と能力を次のようにまとめている⁷⁾。

- (1) 図書館専門職の持つべき能力
 - ① 情報資源の内容を熟知し、評価、判断、選別できる能力
 - ② 業務内容に応じた専門分野の知識
 - ③ 経費効率の優れた情報サービスの開発と管理
 - ④ 図書館とその利用についての優れた訓練とサポート
 - ⑤ 情報ニーズに応える付加価値のある情報サービスやプロダクトの提供
 - ⑥ 情報の収集、整理、組織化、配布に必要な最新の情報技術能力
 - ⑦ 関係者に情報サービスの重要性を認識させる能力
 - ⑧ 商品として通用する情報プロダクトの開発
 - ⑨ 情報利用の結果を評価し、情報管理のための調査の実行
 - ⑩ ニーズに合わせた情報サービスの改善
 - ⑪ 利用者の情報コンサルタントとしての能力と信頼
- (2) 図書館専門職として身につけるべき資質
 - ① 優れたサービス精神
 - ② チャレンジ精神

- ③ 広い視野で物事を見る
- ④ 相互に利益となる協力関係を作れる
- ⑤ 信頼できる人間関係を作るのが上手い
- ⑥ 効果的にコミュニケーションするスキルを持つ
- ⑦ チームの一員として、他者と上手く働く
- ⑧ リーダーシップが発揮できる
- ⑨ 企画立案能力に優れる
- ⑩ 自己のキャリアについて、向上志向がある
- ⑪ 起業家精神を持つ
- ⑫ 専門職間のネットワークの維持と、専門職活動の重要性を認識する
- ⑬ 環境に柔軟に対応できる

以上に挙げられた能力と資質は必ずしも大学における情報リテラシー教育担当者だけに求められるものではない。広くこれからの図書館における情報サービスを、専門性をもって遂行する職員が習得すべき能力と資質である。大学の図書館職員が十分な資質と能力を保有することは21世紀へ向けて、より充実した専門職業人を目指す図書館人にとって、またこれからの大学の世界で、図書館が確固たる地位を確保するためにも参考にすべき事項と考えられる。

6. おわりに

本稿は平成10年11月19日に開催した「第3回関西大学図書館セミナー」において、「電子図書館時代における大学教育と図書館の教育支援：図書館員に求められる能力と資質」のテーマのもとで講演した内容を文章化したものである。そのため、表現上若干の差異が生じているが、内容そのものの展開はできるだけ忠実に再現したつもりである。

現在、我が国の大学図書館も電子図書館に向けて日々、変貌を遂げているが、この変化が有意義であり、効果を発揮するためには一つの方策として、大学教育とのより密接な関係を持たなければならない。この見地から情報リテラシー教育に図書館職員が積極的に参画することは、大学図書館の電子図書館化のためにも、大学教育の充実のためにも必要である。このことを実現するための一つの鍵が大学図書館職員の能力と資質の開発と向上にあることは言うまで



もない。従って、大学図書館職員の資質と能力の開発・向上施策は21世紀に向けての大学改革の中で最重要事項の一つであるといえる。

最後に末筆ながら、セミナー当日、ならびに本誌への原稿執筆に際して、ひとかたならぬお世話になった関西大学図書館の山野博史館長をはじめ館員各位に、厚く御礼申し上げます。

引用文献

- 1) Buckland, Michael K. 図書館サービスの再構築：電子メディア時代へ向けての提言。高山・桂訳。勁草書房、1994。p.7-10.
- 2) Birdsall, William F. 電子図書館の神話。根本彰他訳。勁草書房、1996。p.44-5.
- 3) 高山正也。情報利用教育実践の大学における試み：慶應義塾大学における「資料検索法」と「法学情報処理」の概要。専門図書館、No.163(1997)、p.5-10.
- 4) 日本図書館協会図書館利用教育委員会。図書館利用教育ガイドライン(大学図書館版)。1996。12p.
- 5) 平尾行蔵他。大規模大学の1～2年生に対する情報リテラシー教育とメディアセンター。大学図書館研究、No.54(1998)、p.33-42.
- 6) 高山正也・岸田和明。資料検索法テキスト。1995。148p。(未定稿)
- 7) Special Libraries Association. 21世紀に向かって求められるスペシャルライブラリアンの能力と資質。専門図書館。No.163(1997)、p.11-16.

(たかやま まさや 慶應義塾大学文学部教授)